

平成29年第5回

瑞浪市議会定例会議案

平成29年11月27日

目 次

| | | |
|----------|---|----|
| 議第 7 1 号 | 瑞浪市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について…………… | 1 |
| 議第 7 2 号 | 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に係る瑞浪市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について…………… | 3 |
| 議第 7 3 号 | 瑞浪市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について…………… | 6 |
| 議第 7 4 号 | 瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について…………… | 7 |
| 議第 7 5 号 | 瑞浪市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について…………… | 8 |
| 議第 7 6 号 | 瑞浪市積立基金条例の一部を改正する条例の制定について…………… | 10 |
| 議第 7 7 号 | 瑞浪市産業振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について…………… | 14 |
| 議第 7 8 号 | 瑞浪市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について…………… | 16 |
| 議第 7 9 号 | 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更について…………… | 17 |
| 議第 8 0 号 | 財産の処分について…………… | 34 |
| 議第 8 1 号 | 指定管理者の指定について…………… | 35 |
| 議第 8 2 号 | 指定管理者の指定について…………… | 36 |
| 議第 8 3 号 | 瑞浪市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて…………… | 37 |
| 議第 8 4 号 | 平成 29 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 4 号）…………… | 38 |
| 議第 8 5 号 | 平成 29 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）…………… | 46 |
| 議第 8 6 号 | 平成 29 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）…………… | 48 |
| 議第 8 7 号 | 平成 29 年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）…………… | 50 |
| 議第 8 8 号 | 平成 29 年度瑞浪市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）…………… | 53 |

議第71号

瑞浪市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について

瑞浪市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例を次のように制定するものとする。

平成29年11月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第172条の2の規定に基づき、瑞浪市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行について、必要な事項を定めるものとする。

(発行)

第2条 瑞浪市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、前条の選挙において、候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を、選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。以下同じ。）ごとに1回発行しなければならない。

(掲載文の申請)

第3条 候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文及び写真を添えて、当該選挙の期日の告示があった日に、文書で委員会に申請しなければならない。

2 候補者は、その責任を自覚し、前項の掲載文については、他人の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報としての品位を損なう記載をしてはな

らない。

(発行手続)

第4条 委員会は、前条第1項の申請があったときは、掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。

2 一の用紙に2人以上の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場
合においては、その掲載の順序は、委員会がくじで定める。

3 前条第1項の申請をした候補者又はその代理人は、前項のくじに立ち会
うことができる。

(配布)

第5条 選挙公報は、委員会の定めるところにより、委員会が、当該選挙に
用いるべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期
日の前日までに配布するものとする。

(発行を中止する場合)

第6条 委員会は、法第100条第4項の規定に該当し、投票を行うことを
必要としなくなったとき又は天災その他避けることのできない事故その他
特別の事情があるときは、選挙公報発行の手続を中止する。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第72号

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に係る瑞浪市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に係る瑞浪市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年11月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に係る瑞浪市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に係る瑞浪市固定資産税の特例に関する条例（平成25年条例第29号）の一部を次のように改正する。

題名中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に改める。

第1条中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）第7条第1項」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第6条」に改め、「（以下「同意基本計画」という。）」を削り、「集積区域」を「促進区域」に、「企業立地の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地を取得した者」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第

25条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した者」に改める。

第2条第1項中「集積区域」を「促進区域」に、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第2条」を「省令第1条」に、「省令第4条に規定する業種のうち、同意基本計画に定める集積業種に属する事業を行う者」を「法第13条第4項又は第7項の規定による承認を受けた者」に改め、「省令第3条に規定する」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る瑞浪市固定資産税の特例に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行う課税免除について適用し、同日前に行われた申請に係る課税免除については、なお従前の例による。

（瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正）

- 3 瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に係る瑞浪市固定資産税の特例に関する条例」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る瑞浪市固定資産税の特例に関する条例」に改める。

（瑞浪市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例の一部改正）

- 4 瑞浪市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例（平成12年条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表第2事業所等設置奨励金の項中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に係る瑞浪市固定資産税の特

例に関する条例」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る瑞浪市固定資産税の特例に関する条例」に改める。

議第73号

瑞浪市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年11月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

瑞浪市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第11条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 7 4 号

瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 9 年 1 1 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「求められた場合は」の次に「、必要に応じて」を、「支給認定証」の次に「（支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成 2 6 年内閣府令第 4 4 号）第 7 条第 2 項に規定する通知）」を加える。

第 1 5 条第 1 項第 2 号中「同条第 9 項」を「同条第 1 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 5 条第 1 項第 2 号の改正規定は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

議第 75 号

瑞浪市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 11 月 27 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市附属機関設置条例の一部を改正する条例

瑞浪市附属機関設置条例（平成 28 年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

別表中

| | | |
|-------------------|---|---|
| 瑞浪市老人保健福祉計画等推進委員会 | 瑞浪市老人保健福祉計画及び瑞浪市介護保険事業計画の策定及び見直しに関する事項についての調査及び審議 | を |
|-------------------|---|---|

」

「

| | | |
|------------------|---|------|
| 瑞浪市高齢者福祉計画等推進委員会 | 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 の規定による老人福祉計画及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条の規定による介護保険事業計画の策定及び見直しに関する事項についての調査及び審議 | に改め、 |
|------------------|---|------|

」

同表市長の部瑞浪市介護保険運営協議会の項中「瑞浪市介護保険事業計画そ

の他」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に瑞浪市老人保健福祉計画等推進委員会の委員として委嘱されている者は、この条例により設置された瑞浪市高齢者福祉計画等推進委員会の委員として委嘱された者とみなす。

(瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和55年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中「老人保健福祉計画等推進委員会委員」を「高齢者福祉計画等推進委員会委員」に改める。

議第76号

瑞浪市積立基金条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市積立基金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年11月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市積立基金条例の一部を改正する条例

瑞浪市積立基金条例（平成9年条例第1号）の一部を次のように改正する。

| | | | |
|------------------|--------------------------------------|---------|---|
| 瑞浪市社会福祉事業基金 | 社会福祉の増進と福祉活動の充実及び組織の育成を図る経費に充てるため | 予算で定める額 | 当該目的の事業に充て、残金が生じたときは、瑞浪市一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入 |
| 瑞浪市教育振興基金 | 学校及びその他の教育施設の整備並びに改善その他教育振興の経費に充てるため | | |
| 瑞浪市ふるさと農村活性化対策基金 | 土地改良施設に係る集落共同活動を支 | | |

別表中

| | | | |
|----------------|------------------------------------|-------------------------|---|
| | 援し、農村の活性化を図る経費に充てるため | | |
| 瑞浪産業振興基金 | 産業振興の経費に充てるため | | |
| ふるさとみずなみ応援基金 | ふるさとみずなみ応援寄付金の寄付者の意思に沿う事業の経費に充てるため | ふるさとみずなみ応援寄付金のうち予算で定める額 | |
| 瑞浪中央土地区画整理事業基金 | 瑞浪中央土地区画整理事業地区内整備の資金に充てるため | 予算で定める額 | 当該目的の事業に充て、残金が生じたときは、瑞浪市一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入 |
| 下益見土地区画整理事業基金 | 下益見土地区画整理事業地区内整備の資金に充てるため | 予算で定める額 | 当該目的の事業に充て、残金が生じたときは、瑞浪市一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入 |

を

「

| | | | |
|------------------|---------------------------------------|---------|---|
| 瑞浪市社会福祉事業基金 | 社会福祉の増進と福祉活動の充実及び組織の育成を図る経費に充てるため | 予算で定める額 | 当該目的の事業に充て、残金が生じたときは、瑞浪市一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入 |
| 瑞浪市教育振興基金 | 学校及びその他の教育施設の整備並びに改善その他教育振興の経費に充てるため | | |
| 瑞浪市ふるさと農村活性化対策基金 | 土地改良施設に係る集落共同活動を支援し、農村の活性化を図る経費に充てるため | | |
| 瑞浪産業振興基金 | 産業振興の経費に充てるため | | |
| 瑞浪市地域活性化施設等整備基金 | 歴史的な建築物の改修等、地域を活性化する施設等の整備の資金に充てるため | | |

に改める。

| | | |
|------------------------|--|---|
| 瑞浪中央土地 区画整理事業 基金 | 瑞浪中央土 地区画整理事 業地区内整備 の資金に充て るため | |
| 下益見土地区 画整理事業基 金 | 下益見土地 区画整理事業 地区内整備の 資金に充てる ため | |
| ふるさとみず なみ応援基金 | ふるさとみ ずなみ応援寄 附金の寄附者 の意思に沿う 事業の経費に 充てるため | ふるさと みずなみ 応援寄附 金のうち 予算で定 める額 |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 77 号

瑞浪市産業振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市産業振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 11 月 27 日 提出

瑞浪市長 水野 光 二

瑞浪市産業振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

瑞浪市産業振興センターの設置及び管理に関する条例（平成 27 年条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に、「関わらず」を「かかわらず」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、センターの焼成炉は、第 5 条の規定により利用を許可した期間中、常時利用することができる。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時にその利用時間を制限することができる。

第 5 条第 1 項中「センターの施設」の次に「及び設備」を加え、同項に次の 1 号を加える。

（5） 焼成炉

第 8 条中「別表第 1」の次に「及び別表第 2」を加える。

第 17 条第 1 項中「別表第 2」を「別表第 3」に改める。

第 26 条第 1 項及び第 27 条中「別表第 1」の次に「及び別表第 2」を加える。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 8 条関係）

| 施設名 | 使用料 | |
|------|----------|------------|
| | 最初の3時間まで | 以後1時間ごとにつき |
| 大ホール | 12,900円 | 4,300円 |
| 大会議室 | 4,500円 | 1,500円 |
| 中会議室 | 3,300円 | 1,100円 |
| 小会議室 | 2,700円 | 900円 |

備考

- 1 使用料には冷暖房費を含む。
- 2 利用者が入場料その他これに類するものを徴収する場合は、使用料の10分の10に相当する額を加算する。
- 3 利用者が商業宣伝、営業その他これに類する目的で使用する場合は、使用料の10分の5に相当する額を加算する。ただし、市内の事業所は除くものとする。
- 4 使用料を計算する場合に、利用時間に1時間未満の端数を生じたときは、これを1時間に切り上げるものとする。

別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第8条関係）

| 設備名 | 使用料（1回当たり） | |
|----------------------|------------|------------|
| | 摂氏850度以下 | 摂氏1,250度以下 |
| 焼成炉（電気炉 1 5キロワット） | 3,500円 | 6,500円 |
| 焼成炉（電気炉 6 キロワット） | 1,500円 | 2,800円 |

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議第 78 号

瑞浪市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 11 月 27 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市都市公園条例の一部を改正する条例

瑞浪市都市公園条例（昭和 49 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 狭間川公園の項を削る。

別表第 2 狭間川テニスコートの項を削る。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議第79号

岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、岐阜県市町村職員退職手当組合同規約を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を改正する規約

第1条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約（昭和36年9月30日岐阜県指令第13261号許可）の一部を次のように改正する。

第2条中「市町村の」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する」に改める。

第5条を次のように改める。

（議会議員の定数及び選挙の方法等）

第5条 組合議会の議員の定数は28人とし、それぞれ次の各号に定める者をもって充てる。

- | | |
|--------------------------|-----|
| （1） 組合を組織する市の長 | 7人 |
| （2） 組合を組織する市の議会の議長が互選した者 | 1人 |
| （3） 各郡町村長会長 | 17人 |
| （4） 岐阜県町村議会議長会の正副会長 | 3人 |

第10条第2項中「学識経験」を「知識経験」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 監査委員の任期は、4年とする。

第14条第2項を次のように改める。

2 前項の率は、一般職については1000分の110以内、特別職につ

いては1000分の300以内とし、組合市町村の退職者数及び組合の事務費その他の事情を勘案して算定するものとする。

別表を次のように改める。

<別 表>

1. 市 町 村

美濃市 瑞浪市 羽島市 恵那市 美濃加茂市 土岐市 各務原市
羽島郡 川島町 岐南町 笠松町 柳津町
海津郡 海津町 平田町 南濃町
養老郡 養老町 上石津町
不破郡 垂井町 関ヶ原町
安八郡 神戸町 輪之内町 安八町 墨俣町
揖斐郡 揖斐川町 谷汲村 大野町 池田町 春日村 久瀬村 藤橋村 坂内村 徳山村
本巣郡 北方町 本巣町 穂積町 巣南町 真正町 糸貫町 根尾村
山県郡 高富町 伊自良村 美山町
武儀郡 洞戸村 板取村 武芸川町 武儀町 上之保村
郡上郡 八幡町 大和村 白鳥町 高鷲村 美並村 明方村 和良村
加茂郡 坂祝町 富加町 川辺町 七宗町 八百津町 白川町 東白川村
可児郡 御嵩町 可児町 兼山町
土岐郡 笠原町
恵那郡 坂下町 川上村 加子母村 付知町 福岡町 蛭川村 岩村町 山岡町 明智町 串原村 上矢作町
益田郡 萩原町 小坂町 下呂町 金山町 馬瀬村
大野郡 丹生川村 清見村 荘川村 白川村 宮村 久々野町 朝日村 高根村
吉城郡 古川町 国府町 河合村 宮川村 神岡町 上宝村

2. 一部事務組合

羽島郡岐南町・笠松町中学校組合 羽島郡消防事務組合 岐阜県地方競馬組合 笠松競馬場管理組合 海津郡消防組合 今尾中学校組合 養南中学校組合 南濃中学校組合 安八郡東安中学校組合 南濃衛生

施設利用事務組合 岐阜県西濃町村競輪組合 西南濃粗大廃棄物処理
組合 西濃環境整備組合 不破消防組合 揖斐郡養基小学校養基保育
所組合 揖斐川水防事務組合 揖斐郡青年の家事務組合 揖斐郡消防
組合 本巣郡町村造林組合 本巣衛生施設利用組合 北方小中学校給
食共同調理組合 本巣消防事務組合 本巣郡北方町 中学校組合 本巣
岐 阜 市
老人福祉施設事務組合 岐北衛生施設利用組合 山県郡環境衛生施設
組合 中濃市町村造林組合 郡上造林組合 郡上南部環境衛生施設利
用組合 郡上広域行政事務組合 可茂衛生施設利用組合 美濃加茂市
富加町中学校組合 可茂消防事務組合 中濃体育館組合 可児川防災
溜池一部事務組合 御嵩町 中学校組合 可児郡青年の家事務組合 恵
兼山町

那郡南部衛生施設利用組合 恵那郡北部衛生施設利用組合 加子母、
東白川学校給食共同調理組合 中津川・恵那広域行政事務組合 益田
郡衛生施設利用組合 益田地域広域町村圏事務組合 大野郡会館組合
南大野衛生施設利用組合 荘白川衛生施設利用組合 北吉城衛生施
設利用組合 岐阜県市町村会館組合 岐阜県市町村職員退職手当組合
第2条 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「議長は組合長を、副議長は副組合長をもってこれに充
てる」を「議員のうちから選挙する」に改め、同条中第4項を第5項とし、
第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加え
る。

2 議長及び副議長の任期は、2年とする。

別表中「可茂消防事務組合」の次に「可茂公設地方卸売市場組合」を
加える。

第3条 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を次のように改正する。

第5条中「28人」を「30人」に改め、同条第1号中「7人」を「8
人」に改め、同条第2号中「1人」を「2人」に改める。

別表中「各務原市」の次に「可児市」を加え、「可児町」を削り、
「笠松競馬場管理組合」の次に「木曾川右岸地帯水防事務組合」を加え、
「今尾中学校組合」及び「北方小中学校給食共同調理組合」を削り、

「本巣老人福祉施設事務組合」の次に「本巣福祉医療施設事務組合」を、「山県郡環境衛生施設組合」の次に「山県消防組合」を加え、「郡上南部環境衛生施設利用組合」を削り、「可児川防災溜池一部事務組合」を「可児川防災等ため池組合」に改め、「中津川・恵那広域行政事務組合」の次に「恵那市体育館管理組合 恵南消防組合」を加え、「益田郡衛生施設利用組合」を削る。

第4条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「山県消防組合」の次に「山県農業共済事務組合」を、「恵南消防組合」の次に「恵南農業共済事務組合 恵北消防組合」を加える。

第5条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「不破消防組合」の次に「海津郡農業共済事務組合」を加え、「郡上造林組合」及び「中濃体育館組合」を削り、「可児郡青年の家事務組合」を「可児青年の家事務組合」に、「益田地域広域町村圏事務組合」を「益田広域事務組合」に改め、「荘白川衛生施設利用組合」の次に「大野郡特別養護老人ホーム事務組合」を加える。

第6条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「養南中学校組合」を削り、「海津郡農業共済事務組合」の次に「本巣郡北方町
岐阜市
不破准看護婦学校組合」を加え、「可茂公設地方卸売市場組合」の次に「可茂農業共済事務組合」を、「大野郡特別養護老人ホーム事務組合」の次に「大野郡農業共済事務組合 飛驒消防組合 南吉城衛生施設利用組合 吉城老人福祉施設事務組合 吉城農業共済事務組合」を加え、「北吉城衛生施設利用組合」を「北吉城地区事務組合」に改める。

第7条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「大和村」を「大和町」に改め、「本巣福祉医療施設事務組合」の次に「本巣農業共済事務組合」を、「可児青年の家事務組合」の次に「東濃西部農業共済事務組合」を加える。

第8条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「徳山村」を削る。

第9条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「山県農業共済事務組合」の次に「山県郡老人福祉施設事務組合」を加える。

第10条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

第3条中「勧しょう」を「勧奨」に改める。

第10条第4項中「選任せられた」を「選任された」に改める。

第12条及び第15条中「国家公務員等退職手当法」を「国家公務員退職手当法」に改める。

別表中「羽島郡岐南町・笠松町中学校組合 羽島郡消防事務組合」を「羽島郡消防事務組合」に改め、「不破准看護婦学校組合」の次に「海津郡老人福祉施設事務組合」を加える。

第11条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「海津郡老人福祉施設事務組合」の次に「高須輪中衛生施設利用組合」を、「中濃市町村造林組合」の次に「中濃消防組合」を加え、「可児青年の家事務組合」及び「恵那市体育館管理組合」を削り、「恵南農業共済事務組合」を「恵那南部農業共済事務組合」に改める。

第12条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「南濃中学校組合」及び「大野郡農業共済事務組合」を削り、「飛騨消防組合」の次に「飛騨農業共済事務組合」を加え、「吉城農業共済事務組合」を削る。

第13条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「揖斐郡消防組合」の次に「揖斐郡老人福祉施設事務組合」を、「山県郡老人福祉施設事務組合」の次に「山県郡障害児療育施設事務組合」を加える。

第14条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「知識経験を有する者」を「識見を有する者」に改める。

別表中「明方村」を「明宝村」に、「南大野衛生施設利用組合」を「南大野地域行政事務組合」に改める。

第15条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

第14条第2項を次のように改める。

2 前項の率は、組合市町村の退職者数及び組合事務費その他の事情を勘

案して算定するものとする。ただし、組合長が特に必要と認めた場合は組合議会の議決を経て増減することができる。

第16条 岐阜県市町村職員退職手当組規約の一部を次のように改正する。

第4条中「岐阜市司町38番地岐阜県市町村会館内」を「岐阜市」に改める。

「第2章 組合議会」を「第2章 組合の議会」に改める。

第5条の見出しを「(組合の議会の組織)」に改め、同条中「組合議会の議員」を「組合の議会の議員(以下「組合議員」という。)」に改める。

第6条及び第7条を次のように改める。

第6条及び第7条 削除

第8条第2項中「議員」を「組合議員」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 組合には収入役を置かず、収入役の事務は副組合長が兼掌する。

第8条第7項を削る。

第10条第2項中「組合の議員」を「組合議員」に改め、同条第4項を削る。

第14条第2項中「組合議会」を「組合の議会」に改める。

別表中「揖斐郡青年の家事務組合」を削る。

第17条 岐阜県市町村職員退職手当組規約の一部を次のように改正する。

別表中「高須輪中衛生施設利用組合」の次に「安八老人福祉施設事務組合」を加える。

第18条 岐阜県市町村職員退職手当組規約の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「各郡町村長会長」を「各郡町村会長」に改める。

第9条第2項中「岐阜県町村長会事務局長」を「岐阜県町村会事務局長」に改める。

別表中「笠松競馬場管理組合」を削り、「海津郡老人福祉施設事務組合」の次に「海津郡老人保健施設事務組合」を加え、「東濃西部農業共済事務組合」及び「恵那南部農業共済事務組合」を削り、「恵北消防組合」の次に「東濃農業共済事務組合」を加える。

第19条 岐阜県市町村職員退職手当組規約の一部を次のように改正する。

別表中「海津郡農業共済事務組合」、「本巣農業共済事務組合」及

び「 山県農業共済事務組合」を削り、「中濃消防組合」の次に「 中濃地域農業共済事務組合」を加え、「 可茂農業共済事務組合」を削る。

第 20 条 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を次のように改正する。

別表中「恵那郡南部衛生施設利用組合」を「恵南福祉保健衛生施設組合」に改める。

第 21 条 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を次のように改正する。

第 2 条中「一部事務組合」を「地方公共団体の組合」に改める。

別表中「 南吉城衛生施設利用組合 吉城老人福祉施設事務組合」を削り、「北吉城地区事務組合」の次に「 吉城広域行政事務組合」を加える。

第 22 条 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を次のように改正する。

別表中「2. 一部事務組合」を「2. 地方公共団体の組合」に改め、「(1) 一部事務組合」を「(2) 広域連合 吉城広域行政事務組合」を削り、同表に「(2) 広域連合 益田広域連合 吉城広域連合」を加える。

第 23 条 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を次のように改正する。

別表中「揖斐郡老人福祉施設事務組合」の次に「 西美濃さくら苑老人保健施設事務組合」を加え、「 郡上広域行政事務組合」及び「 益田広域事務組合」を削り、「益田広域連合」を「郡上広域連合 益田広域連合」に改める。

第 24 条 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を次のように改正する。

別表中「郡上広域連合」を「揖斐広域連合 もとす介護保険広域連合 郡上広域連合」に改める。

第 25 条 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を次のように改正する。

別表中「 岐阜県西濃町村競輪組合」及び「 海津郡老人福祉施設事務組合」を削り、「西美濃さくら苑老人保健施設事務組合」を「西美濃さくら苑介護老人保健施設事務組合」に改め、「 本巣郡町村造林組合 本巣衛生施設利用組合」及び「 本巣老人福祉施設事務組合 本巣福祉医療施設事務組合」を削り、「可児川防災等ため池組合」の次に「 可茂広域行政事務組合」を加え、「 北吉城地区事務組合」を削り、「揖斐広域連合

もとす介護保険広域連合」を「海津郡サンリバー広域連合 揖斐広域連合 もとす広域連合」に改める。

第26条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

別表中「羽島郡消防事務組合 岐阜県地方競馬組合」を「岐阜県地方競馬組合」に、「不破准看護婦学校組合」を「不破准看護学校組合」に改め、「海津郡老人保健施設事務組合」を削り、「海津郡サンリバー広域連合」を「羽島郡広域連合 海津郡サンリバー広域連合」に改める。

第27条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「8人」を「9人」に改め、同条第3号中「17人」を「16人」に改める。

別表中「可児市」の次に「山県市」を加え、「山県郡 高富町 伊自良村 美山町」及び「山県郡環境衛生施設組合 山県消防組合 山県郡老人福祉施設事務組合 山県郡障害児療育施設事務組合」を削る。

第28条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

第5条中「30人」を「31人」に改め、同条第1号中「9人」を「10人」に改める。

「第6章 雑則」を「第6章 加入及び脱退の取扱い」に改める。

第17条を次のように改める。

第17条 新たに市町村及び地方自治法第284条第1項に規定する地方公共団体の組合がこの組合に加入する場合、又は組合市町村がこの組合から脱退する場合の取扱いは、別に条例で定める。

別表中「山県市」の次に「瑞穂市」を加え、「穂積町 巢南町」を削る。

第29条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

第5条中「31人」を「33人」に改め、同条第1号中「10人」を「12人」に改める。

別表中「瑞穂市」の次に「飛騨市 本巣市」を加え、「本巣町 真正町 糸貫町 根尾村」、「古川町」及び「河合村 宮川村 神岡町」を削り、「飛騨農業共済事務組合」の次に「古川国府給食センター利用組合」を加え、「吉城広域連合」を削る。

第30条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「12人」を「14人」に改め、同条第3号中「16人」を「14人」に改める。

別表中「本巢市」の次に「郡上市 下呂市」を加え、「郡上郡 八幡町 大和町 白鳥町 高鷲村 美並村 明宝村 和良村」、「益田郡 萩原町 小坂町 下呂町 金山町 馬瀬村」及び「郡上広域連合 益田広域連合」を削る。

第31条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

第3条中「（在職中特に功績のあった者又は勸奨により退職した者に対し、当該市町村がこの規約に定める退職手当の支給の基準をこえて支給する退職手当に係る部分を除く。）」を削る。

別表中「不破准看護学校組合」、「揖斐郡老人福祉施設事務組合」及び「加子母、東白川学校給食共同調理組合」を削る。

第32条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「恵那市」を削り、「羽島市」の次に「恵那市」を加え、「岩村町 山岡町 明智町 串原村 上矢作町」、「恵南福祉保健衛生施設組合」及び「恵南消防組合」を削る。

第33条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「川島町」を削る。

第34条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「大野郡特別養護老人ホーム事務組合」を削る。

第35条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「揖斐川町 谷汲村」を削り、「揖斐郡」の次に「揖斐川町」を加え、「春日村 久瀬村 藤橋村 坂内村」を削る。

第36条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

第5条中「33人」を「32人」に改め、同条第3号中「14人」を「13人」に改める。

別表中「丹生川村 清見村 荘川村」、「宮村 久々野町 朝日村 高根村」、「吉城郡 国府町 上宝村」、「大野郡会館組合 南大野地域行政事務組合 荘白川衛生施設利用組合 飛驒消防組合」及び「古川国府給食センター利用組合」を削る。

第37条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

第5条中「32人」を「31人」に改め、同条第3号中「13人」を「12人」に改める。

別表中「武儀郡 洞戸村 板取村 武芸川町 武儀町 上之保村」を削る。

第38条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

第5条中「31人」を「30人」に改め、同条第3号中「12人」を「11人」に改める。

別表中「恵那郡 坂下町 川上村 加子母村 付知町 福岡町 蛭川村」及び「 恵那郡北部衛生施設利用組合 中津川・恵那広域行政事務組合 恵北消防組合」を削る。

第39条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「14人」を「15人」に改め、同条第3号中「11人」を「10人」に改める。

別表中「下呂市」の次に「 海津市」を加え、「海津郡 海津町 平田町 南濃町」、「 海津郡消防組合」、「 高須輪中衛生施設利用組合」及び「 海津郡サンリバー広域連合」を削る。

第40条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

別表中「 中濃市町村造林組合」を削る。

第41条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

第5条中「30人」を「28人」に改め、同条第4号中「正副会長」を「会長」に、「3人」を「1人」に改める。

第42条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

別表中「 兼山町」を削り、「御嵩町
中学校組合」を「可児市・御嵩町
兼山町」

中学校組合」に改める。

第43条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

別表中「 柳津町」を削る。

第44条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

第5条中「28人」を「27人」に改め、同条第3号中「10人」を「9人」に改める。

別表中「土岐郡 笠原町」を削る。

第45条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

別表中「上石津町」及び「墨俣町」を削る。

第46条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

別表中「安八郡東安中学校組合」を「大垣市・安八郡安八町東安中学校組合」に、「安八老人福祉施設事務組合」を「あすわ苑老人福祉施設事務組合」に改める。

第47条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

第8条の見出しを「(組合長、副組合長及び会計管理者)」に改め、同条第1項中「組合長及び副組合長1人」を「組合長、副組合長1人及び会計管理者」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 会計管理者は、組合長が定める組合市町村の会計管理者をもって充てる。

第48条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

第4条中「岐阜市」の次に「藪田南5丁目14番53号」を加える。

第5条第3号を次のように改める。

(3) 岐阜県町村会が推せんする組合を組織する町村の長 9人

第49条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

別表中「可茂広域行政事務組合」を削る。

第50条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(組合の議会の組織)

第5条 組合の議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は27人とし、組合市町村の長及び組合市町村の議会議長の職にある者のうちから、次の区分に従いそれぞれ選任する。

| 区分 | 人数 | 選任の方法 |
|---------|-----|-------|
| 市長 | 15人 | 全員 |
| 市の議会議長 | 2人 | 互選 |
| 町村長 | 9人 | 互選 |
| 町村の議会議長 | 1人 | 互選 |

第8条中第5項を削り、第6項を第5項とする。

第9条を次のように改める。

(職員)

第9条 組合に職員を置く。

2 前項の職員は、組合長がこれを任免する。

3 第1項の職員の定数は、条例でこれを定める。

「第4章 退職手当を受ける者の範囲等」を「第4章 退職手当」に改める。

第11条中「組合市町村から給料の支給を受けている者で、条例で定めるもの又はその遺族とする」を「条例でこれを定める」に改める。

第12条中「国家公務員退職手当法及び他の市町村職員退職手当組合」を「国及び他の地方公共団体の職員」に改める。

第14条の見出しを「(負担金)」に改める。

第15条中「国家公務員退職手当法第5条の例による整理退職手当を受ける職員の属する組合市町村」を「前条に定めるもののほか、組合市町村」に改める。

別表を次のように改める。

別表

| |
|--|
| 美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、白川村、岐阜県地方競馬組合、木曾川右岸地帯水防事務組合、大垣市・安八郡安八町東安中学校組合、南濃衛生施設利用事務組合、西南濃粗大廃棄物処理組合、西濃環境整備組合、不破消防組合、あすわ苑老人福祉施設事務組合、揖斐郡養基小学校養基保育所組合、揖斐川水防事務組合、揖斐郡消防組合、西美濃さくら苑介護老人保健施設事務組合、岐北衛生施設利用組合、中濃消防組合、中濃地域農業共済事務組合、可茂衛生施設利用組合、美濃加茂市富加町中学校組合、可茂消防事務組合、可茂公設地方卸売市場組合、可児川防災等ため池組合、可児市・御嵩町中学校組合、東濃農業共済事務組合、飛騨農業共済事務組合、岐阜縣市町村会館組合、岐阜縣市町村職員退職手当組合、羽島郡広域連合、揖斐広域連合、もとす広域連合 |
|--|

附 則

この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。ただし、次の表の左欄に掲げる規定中中欄の改正規定（中欄に規定がない場合にあつては、左欄に掲げる規定）は、それぞれ当該右欄に定める日から適用する。

| 条 | 改正規定 | 適用年月日 |
|-------|---|------------------|
| 第 1 条 | | 昭和 52 年 10 月 1 日 |
| 第 2 条 | 第 7 条の改正規定 | 昭和 53 年 5 月 18 日 |
| | 別表の改正規定 | 昭和 52 年 8 月 1 日 |
| 第 3 条 | 第 5 条の改正規定 | 昭和 57 年 4 月 1 日 |
| | 別表中「 本巣福祉医療施設事務組合」及び「 恵那市体育館管理組合」を加え、「 益田郡衛生施設利用組合」を削る規定 | 昭和 53 年 4 月 1 日 |
| | 別表中「 今尾中学校組合」及び「 北方小中学校給食共同調理組合」を削り、「 恵南消防組合」を加える規定 | 昭和 54 年 4 月 1 日 |
| | 別表中「 木曾川右岸地帯水防事務組合」を加え、「 郡上南部環境衛生施設利用組合」を削る規定 | 昭和 55 年 4 月 1 日 |
| | 別表中「可児川防災溜池一部事務組合」を「可児川防災等ため池組合」に改める規定 | 昭和 55 年 4 月 28 日 |
| | 別表中「 山県消防組合」を加える規定 | 昭和 56 年 4 月 1 日 |
| | 別表中「 可児市」を加え、「 可児町」を削る規定 | 昭和 57 年 4 月 1 日 |
| 第 4 条 | | 昭和 57 年 4 月 1 日 |
| 第 5 条 | 別表中「可児郡青年の家事務組合」を「可児青年の家事務組合」に改める規定 | 昭和 57 年 4 月 1 日 |
| | 別表中「 海津郡農業共済事務組合」を加え、「 中濃体育館組合」を削り、「益田地域広域町村圏事務組合」を「益田広域事務組合」に改める規定 | 昭和 58 年 4 月 1 日 |
| | 別表中「 郡上造林組合」を削る規定 | 昭和 58 年 12 月 1 日 |

| | | |
|--------|--|------------------|
| | に改める規定 | |
| 第 12 条 | | 平成 2 年 4 月 1 日 |
| 第 13 条 | | 平成 3 年 4 月 1 日 |
| 第 14 条 | | 平成 4 年 4 月 1 日 |
| 第 15 条 | | 平成 5 年 4 月 1 日 |
| 第 16 条 | 本則の改正規定 | 平成 6 年 4 月 1 日 |
| | 別表の改正規定 | 平成 5 年 4 月 1 日 |
| 第 17 条 | | 平成 6 年 4 月 1 日 |
| 第 18 条 | 本則の改正規定及び別表中「 笠松競馬場管理組合」、「 東濃西部農業共済事務組合」及び「 恵那南部農業共済事務組合」を削り、「 恵北消防組合」の次に「 東濃農業共済事務組合」を加える規定 | 平成 8 年 4 月 1 日 |
| | 別表中「 海津郡老人保健施設事務組合」を加える規定 | 平成 8 年 7 月 1 日 |
| 第 19 条 | | 平成 9 年 4 月 1 日 |
| 第 20 条 | | 平成 10 年 4 月 1 日 |
| 第 21 条 | | 平成 11 年 4 月 1 日 |
| 第 22 条 | | 平成 11 年 10 月 1 日 |
| 第 23 条 | | 平成 12 年 4 月 1 日 |
| 第 24 条 | | 平成 13 年 4 月 1 日 |
| 第 25 条 | 別表中「西美濃さくら苑老人保健施設事務組合」を「西美濃さくら苑介護老人保健施設事務組合」に改める規定 | 平成 12 年 4 月 1 日 |
| | 別表中「 海津郡老人福祉施設事務組合」、「 本巣郡町村造林組合 本巣衛生施設利用組合」及び「 本巣老人福祉施設事務組合 本巣福祉医療施設事務組合」を削り、「 可茂広域行政事務組合」を加え、「 北吉城地区事務組合」を削り、「 揖斐広域連合 もとす介護保険広域連合」を「海津郡サンリバー広域連 | 平成 13 年 4 月 1 日 |

| | | |
|--------|---|-------------------|
| | 合 揖斐広域連合 もとす広域連合」に改める規定 | |
| | 別表中「 岐阜県西濃町村競輪組合」を削る規定 | 平成 13 年 5 月 1 日 |
| 第 26 条 | 別表中「羽島郡消防事務組合 岐阜県地方競馬組合」を「岐阜県地方競馬組合」に改め、「 海津郡老人保健施設事務組合」を削り、「海津郡サンリバー広域連合」を「羽島郡広域連合 海津郡サンリバー広域連合」に改める規定 | 平成 14 年 4 月 1 日 |
| | 別表中「不破准看護婦学校組合」を「不破准看護学校組合」に改める規定 | 平成 14 年 4 月 11 日 |
| 第 27 条 | | 平成 15 年 4 月 1 日 |
| 第 28 条 | 第 5 条及び別表の改正規定 | 平成 15 年 5 月 1 日 |
| | 第 6 章の章名及び第 17 条の改正規定 | 平成 15 年 12 月 8 日 |
| 第 29 条 | | 平成 16 年 2 月 1 日 |
| 第 30 条 | | 平成 16 年 3 月 1 日 |
| 第 31 条 | 本則の改正規定 | 平成 16 年 11 月 29 日 |
| | 別表の改正規定 | 平成 16 年 4 月 1 日 |
| 第 32 条 | | 平成 16 年 10 月 25 日 |
| 第 33 条 | | 平成 16 年 11 月 1 日 |
| 第 34 条 | | 平成 16 年 12 月 1 日 |
| 第 35 条 | | 平成 17 年 1 月 31 日 |
| 第 36 条 | | 平成 17 年 2 月 1 日 |
| 第 37 条 | | 平成 17 年 2 月 7 日 |
| 第 38 条 | | 平成 17 年 2 月 13 日 |
| 第 39 条 | | 平成 17 年 3 月 28 日 |
| 第 40 条 | | 平成 17 年 4 月 1 日 |
| 第 41 条 | | 平成 17 年 8 月 9 日 |
| 第 42 条 | | 平成 17 年 5 月 1 日 |
| 第 43 条 | | 平成 18 年 1 月 1 日 |

| | | |
|--------|---------|------------------|
| 第 44 条 | | 平成 18 年 1 月 23 日 |
| 第 45 条 | | 平成 18 年 3 月 27 日 |
| 第 46 条 | | 平成 18 年 3 月 27 日 |
| 第 47 条 | | 平成 19 年 4 月 1 日 |
| 第 48 条 | | 平成 24 年 2 月 15 日 |
| 第 49 条 | | 平成 29 年 4 月 1 日 |
| 第 50 条 | 別表の改正規定 | 平成 30 年 4 月 1 日 |

議第 80 号

財産の処分について

次のとおり財産を処分したいので、瑞浪市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 8 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 11 月 27 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

- | | |
|---------------|--|
| 1 処 分 の 理 由 | 瑞浪クリエイション・パーク内の賃貸借区画 用地にて操業中の借受人より、土地購入の申 し出があったため |
| 2 売却しようとする土地 | 瑞浪市山田町字小洞 2001 番 |
| 3 地 目 | 宅地 |
| 4 面 積 | 13,483.39 m ² |
| 5 売 却 金 額 | 301,805,000 円 |
| 6 契 約 方 法 | 随意契約 |
| 7 売 却 の 相 手 方 | 名古屋市中村区名駅南 1 丁目 21 番 19 号 日本バルブコントロールズ株式会社 代表取締役 船 見 昭 夫 |

議第 8 1 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づく瑞浪市民図書館の指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 9 年 1 1 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

- | | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 施設の名称 | 瑞浪市民図書館 |
| 2 | 指定管理者 の名称等 | 瑞浪市稲津町小里 1 1 2 1 番地の 1 特定非営利活動法人こまどり会 理事長 安 藤 昇 |
| 3 | 指定の期間 | 平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 5 年 3 月 3 1 日まで |

議第 8 2 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき瑞浪市自然ふれあい館の指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 2 9 年 1 1 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

- | | |
|-----------------|---|
| 1 施設の名称 | 瑞浪市自然ふれあい館 |
| 2 指定管理者 の名称等 | 瑞浪市釜戸町 2 6 7 3 番地の 1 釜戸町まちづくり推進協議会 会長 渡 辺 敏 博 |
| 3 指定の期間 | 平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 5 年 3 月 3 1 日まで |

議第 8 3 号

瑞浪市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

瑞浪市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

平成 2 9 年 1 1 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

| 氏 名 | 住 所 | 生 年 月 日 |
|-------|-----------|---------|
| 津 毛 朗 | ※ ※ ※ ※ ※ | ※ ※ ※ ※ |

議第 8 4 号

平成 2 9 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 4 号）

平成 2 9 年度瑞浪市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 1 1, 8 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 6, 9 5 3, 8 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 既定の地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

平成 2 9 年 1 1 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----------------|----------------|------------|---------|------------|
| 9 地方特例金 交付金 | | 20,000 | 3,359 | 23,359 |
| | 1 地方特例金 交付金 | 20,000 | 3,359 | 23,359 |
| 10 地方交付税 | | 3,110,000 | 4,072 | 3,114,072 |
| | 1 地方交付税 | 3,110,000 | 4,072 | 3,114,072 |
| 12 分担金及び 負担金 | | 93,363 | 2,440 | 95,803 |
| | 1 分担金 | 28,025 | 2,440 | 30,465 |
| 14 国庫支出金 | | 2,232,849 | 57,310 | 2,290,159 |
| | 1 国庫負担金 | 1,381,724 | 44,500 | 1,426,224 |
| | 2 国庫補助金 | 842,028 | 12,810 | 854,838 |
| 15 県支出金 | | 947,109 | 20,873 | 967,982 |
| | 1 県負担金 | 532,218 | 7,483 | 539,701 |
| | 2 県補助金 | 331,832 | 13,390 | 345,222 |
| 16 財産収入 | | 107,943 | 299,241 | 407,184 |
| | 1 財産運用 収入 | 99,682 | △2,564 | 97,118 |
| | 2 財産売 払収入 | 8,261 | 301,805 | 310,066 |
| 17 寄附金 | | 42,320 | 1,000 | 43,320 |
| | 1 寄附金 | 42,320 | 1,000 | 43,320 |
| 18 繰入金 | | 464,120 | △55,980 | 408,140 |
| | 1 基金繰入金 | 449,420 | △56,660 | 392,760 |
| | 2 財産区 繰入金 | 14,700 | 680 | 15,380 |
| 19 繰越金 | | 616,324 | 67,867 | 684,191 |
| | 1 繰越金 | 616,324 | 67,867 | 684,191 |
| 20 諸収入 | | 347,155 | 32,618 | 379,773 |
| | 4 雑入 | 185,651 | 32,618 | 218,269 |
| 21 市債 | | 2,099,900 | 79,000 | 2,178,900 |
| | 1 市債 | 2,099,900 | 79,000 | 2,178,900 |
| 歳入合計 | | 16,442,000 | 511,800 | 16,953,800 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|--------------------|------------|---------|------------|
| 2 総務費 | | 2,042,982 | 376,614 | 2,419,596 |
| | 1 総務管理費 | 1,719,001 | 376,614 | 2,095,615 |
| 3 民生費 | | 4,966,983 | 28,323 | 4,995,306 |
| | 1 社会福祉費 | 2,745,239 | 16,093 | 2,761,332 |
| | 2 児童福祉費 | 2,022,282 | 12,230 | 2,034,512 |
| 4 衛生費 | | 1,335,229 | △2,500 | 1,332,729 |
| | 1 保健衛生費 | 374,947 | △2,500 | 372,447 |
| | 2 清掃費 | 868,860 | 0 | 868,860 |
| 5 労働費 | | 64,515 | 1,300 | 65,815 |
| | 1 労働諸費 | 64,515 | 1,300 | 65,815 |
| 6 農林水産業費 | | 282,390 | 10,758 | 293,148 |
| | 1 農業費 | 256,875 | 10,758 | 267,633 |
| 7 商工費 | | 590,206 | 20,700 | 610,906 |
| | 1 商工費 | 590,206 | 20,700 | 610,906 |
| 8 土木費 | | 1,133,158 | 24,300 | 1,157,458 |
| | 2 道路橋梁費 | 659,572 | 17,800 | 677,372 |
| | 4 都市計画費 | 240,424 | 6,500 | 246,924 |
| 10 教育費 | | 2,948,655 | △6,295 | 2,942,360 |
| | 1 教育総務費 | 291,186 | 9,600 | 300,786 |
| | 2 小学校費 | 473,946 | 1,105 | 475,051 |
| | 3 中学校費 | 1,357,552 | △21,800 | 1,335,752 |
| | 5 社会教育費 | 381,312 | 4,800 | 386,112 |
| 14 災害復旧費 | | 54,700 | 58,600 | 113,300 |
| | 1 土木施設 災害復旧費 | 20,600 | 32,500 | 53,100 |
| | 2 農林水産業施設 災害復旧費 | 34,100 | 10,800 | 44,900 |
| | 3 教育施設 災害復旧費 | 0 | 15,300 | 15,300 |
| 歳出合計 | | 16,442,000 | 511,800 | 16,953,800 |

第2表 繰越明許費

(単位:千円)

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|----------|--------------------|----------------|---------|
| 8 土木費 | 2 道路橋梁費 | 市道等整備交付金事業 | 190,000 |
| 8 土木費 | 2 道路橋梁費 | 南垣外北野線道路改良事業 | 60,000 |
| 8 土木費 | 4 都市計画費 | 道の駅整備事業 | 6,300 |
| 8 土木費 | 5 住宅費 | 市営住宅長寿命化事業 | 63,000 |
| 14 災害復旧費 | 1 土木施設 災害復旧費 | 現年土木施設単独災害復旧事業 | 3,500 |
| 14 災害復旧費 | 1 土木施設 災害復旧費 | 現年土木施設補助災害復旧事業 | 29,000 |
| 14 災害復旧費 | 2 農林水産業施設 災害復旧費 | 農業用施設補助災害復旧事業 | 6,000 |
| 14 災害復旧費 | 2 農林水産業施設 災害復旧費 | 農業用施設単独災害復旧事業 | 4,800 |
| 14 災害復旧費 | 3 教育施設 災害復旧費 | 現年教育施設補助災害復旧事業 | 15,300 |

第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位:千円)

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|-----------------------------|------------------|---|
| 定例会等会議録作成委託料 | 平成29年度から平成30年度まで | 2,500 |
| 議会広報印刷製本費 | 平成29年度から平成30年度まで | 1,300 |
| 入札参加資格審査業務共同アウトソーシング業務委託料 | 平成29年度から平成30年度まで | 400 |
| 広報みずなみ印刷製本費 | 平成29年度から平成30年度まで | 7,223 |
| 広報みずなみ梱包等委託料 | 平成29年度から平成30年度まで | 2,900 |
| 自家用電気工作物保守点検業務委託料 | 平成29年度から平成30年度まで | 690 |
| 庁舎足拭きマット等賃借料 | 平成29年度から平成30年度まで | 520 |
| 庁舎観葉植物賃借料 | 平成29年度から平成30年度まで | 210 |
| 電話設備保守点検業務委託料 | 平成29年度から平成30年度まで | 750 |
| 子育てワンストップLGWAN-ASPサービス利用料 | 平成29年度から平成30年度まで | 640 |
| 移住定住促進奨励金等交付事業委託料 | 平成29年度から平成30年度まで | 18,046 |
| ふるさとみずなみ応援寄附金広告広報受付等システム利用料 | 平成29年度から平成30年度まで | ふるさとみずなみ応援寄附金寄附額の2%の合計額に消費税相当額を加えた額 |
| ふるさとみずなみ応援寄附金オンライン決済事務手数料 | 平成29年度から平成30年度まで | 月額使用料1.5千円及びふるさとみずなみ応援寄附金寄附額の1%の合計額それぞれに消費税相当額を加えた額 |
| ふるさとみずなみ応援寄附金返礼品管理等業務委託料 | 平成29年度から平成30年度まで | ふるさとみずなみ応援寄附金寄附額の50%の合計額 |
| 弁護士委託料 | 平成29年度から平成32年度まで | 8,264 |
| 子育て短期支援事業委託料 | 平成29年度から平成30年度まで | 140 |
| せいわ保育園入所児童委託料 | 平成29年度から平成30年度まで | 2,552 |
| 陶幼児園大規模改修工事費 | 平成29年度から平成30年度まで | 150,000 |
| 健康管理システム使用料 | 平成29年度から平成30年度まで | 39 |

(単位:千円)

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|------------------------|----------------------|---------|
| 農地基本台帳管理システム保守管理業務委託料 | 平成29年度から 平成30年度まで | 162 |
| 有害鳥獣捕獲わな監視メールシステム賃借料 | 平成29年度から 平成30年度まで | 432 |
| 東海自然歩道公衆トイレ保守点検業務委託料 | 平成29年度から 平成30年度まで | 146 |
| 白寿荘線道路改良工事費 | 平成29年度から 平成30年度まで | 20,000 |
| 市民公園レストハウス改修工事費 | 平成29年度から 平成30年度まで | 16,000 |
| 小型動力ポンプ積載車購入費 | 平成29年度から 平成30年度まで | 19,300 |
| 児童生徒各種検査業務委託料 | 平成29年度から 平成30年度まで | 2,700 |
| 児童生徒教職員健康診断業務委託料 | 平成29年度から 平成30年度まで | 4,300 |
| 小学校教員用パソコン購入費 | 平成29年度から 平成30年度まで | 26,072 |
| 中学校タブレット機器購入費 | 平成29年度から 平成30年度まで | 6,000 |
| 教育みずなみ印刷製本費 | 平成29年度から 平成30年度まで | 520 |
| 土岐小学校カラー印刷機保守委託料 | 平成29年度から 平成30年度まで | 151 |
| 土岐小学校カラー印刷機賃借料 | 平成29年度から 平成30年度まで | 63 |
| 明世小学校教室棟賃借料 | 平成29年度から 平成40年度まで | 100,000 |
| 瑞浪北中学校スクールバス等運行管理業務委託料 | 平成29年度から 平成35年度まで | 215,000 |
| 駅前看板掲出広告料 | 平成29年度から 平成30年度まで | 150 |
| 総合文化センター夜間受付業務委託料 | 平成29年度から 平成30年度まで | 1,194 |
| 中央公民館自主事業業務委託料 | 平成29年度から 平成30年度まで | 1,404 |
| 市民図書館指定管理料 | 平成29年度から 平成34年度まで | 175,665 |
| 市民図書館図書購入費 | 平成29年度から 平成30年度まで | 8,000 |

(単位:千円)

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|--------------------|----------------------|--------|
| 文化施設受付等管理業務委託料 | 平成29年度から 平成32年度まで | 36,000 |
| 自然ふれあい館指定管理料 | 平成29年度から 平成34年度まで | 50,000 |
| 日吉スポーツ施設管理業務委託料 | 平成29年度から 平成30年度まで | 1,186 |
| 市民体育館夜間管理業務委託料 | 平成29年度から 平成30年度まで | 1,145 |
| 市民体育館清掃業務委託料 | 平成29年度から 平成30年度まで | 3,768 |
| トレーニング室受付機器保守管理委託料 | 平成29年度から 平成30年度まで | 100 |
| L S A 重油購入費 | 平成29年度から 平成30年度まで | 1,660 |
| 一般廃棄物処理業務委託料 | 平成29年度から 平成30年度まで | 420 |
| 食品リサイクル処理業務委託料 | 平成29年度から 平成30年度まで | 1,010 |

(変更)

(単位:千円)

| 事 項 | 補 正 前 | | 補 正 後 | |
|---------------------|----------------------|-------|--------|-------|
| | 期 間 | 限 度 額 | 期 間 | 限 度 額 |
| 小学校浄化槽 保守点検業務委託料 | 平成29年度から 平成30年度まで | 832 | 補正前に同じ | 905 |

第4表 地方債補正

(追加)

(単位:千円)

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|--------------------|--------|----------------------------|--|---|
| 稲津幼稚園 大規模改修事業 | 64,200 | 普通 貸借 又は 証券 発行 | 年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。 |
| 農業用施設 単独災害復旧事業 | 1,200 | | | |
| 現年教育施設 補助災害復旧事業 | 5,100 | | | |

(変更)

(単位:千円)

| 起債の目的 | 補正前 | | | | 補正後 | | | |
|--------------------|---------|----------------------------|--|---|---------|----------------|----------------|----------------|
| | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 県営事業負担事業 | 6,400 | 普通 貸借 又は 証券 発行 | 年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。 | 19,800 | 補正 前に 同じ | 補正 前に 同じ | 補正 前に 同じ |
| 瑞浪北中学校 施設整備事業 | 780,000 | | | | 760,400 | | | |
| 現年土木施設 補助災害復旧事業 | 6,600 | | | | 16,200 | | | |
| 現年土木施設 単独災害復旧事業 | 600 | | | | 4,100 | | | |
| 農業用施設 補助災害復旧事業 | 8,000 | | | | 9,600 | | | |

議第 8 5 号

平成 2 9 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 9 年度瑞浪市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 5 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 8 0 , 1 5 0 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 9 年 1 1 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|---------------|---------|-----|---------|
| 4 繰入金 | | 128,300 | 350 | 128,650 |
| | 1 一般会計 繰入金 | 128,300 | 350 | 128,650 |
| 歳入合計 | | 479,800 | 350 | 480,150 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|---------|---------|-----|---------|
| 1 総務費 | | 12,035 | 350 | 12,385 |
| | 1 総務管理費 | 10,253 | 350 | 10,603 |
| 歳出合計 | | 479,800 | 350 | 480,150 |

議第 86 号

平成 29 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 29 年度瑞浪市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 86,400 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,413,400 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 11 月 27 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------|-------|-----------|--------|-----------|
| 10 繰越金 | | 10,000 | 86,400 | 96,400 |
| | 1 繰越金 | 10,000 | 86,400 | 96,400 |
| 歳入合計 | | 4,327,000 | 86,400 | 4,413,400 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|------------------|-----------|--------|-----------|
| 9 基金積立金 | | 375 | 72,000 | 72,375 |
| | 1 基金積立金 | 375 | 72,000 | 72,375 |
| 10 諸支出金 | | 5,900 | 14,400 | 20,300 |
| | 1 償還金及び 還付加算金 | 5,900 | 14,400 | 20,300 |
| 歳出合計 | | 4,327,000 | 86,400 | 4,413,400 |

議第 87 号

平成 29 年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 29 年度瑞浪市の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 24,800 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,820,600 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担の補正）

第 2 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

平成 29 年 11 月 27 日 提出

瑞浪市長 水野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------------|---------------|-----------|--------|-----------|
| 1 保険料 | | 680,102 | 465 | 680,567 |
| | 1 介護保険料 | 680,102 | 465 | 680,567 |
| 4 国庫支出金 | | 864,966 | 1,510 | 866,476 |
| | 2 国庫補助金 | 242,357 | 1,510 | 243,867 |
| 5 支払基金 交付金 | | 1,004,415 | 1,399 | 1,005,814 |
| | 1 支払基金 交付金 | 1,004,415 | 1,399 | 1,005,814 |
| 6 県支出金 | | 519,791 | 265 | 520,056 |
| | 2 県補助金 | 21,891 | 265 | 22,156 |
| 8 繰入金 | | 722,519 | △3,300 | 719,219 |
| | 1 一般会計 繰入金 | 631,519 | △3,300 | 628,219 |
| 9 繰越金 | | 1,800 | 24,461 | 26,261 |
| | 1 繰越金 | 1,800 | 24,461 | 26,261 |
| 歳入合計 | | 3,795,800 | 24,800 | 3,820,600 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------------|------------------|-----------|--------|-----------|
| 1 総務費 | | 115,066 | △3,967 | 111,099 |
| | 1 総務管理費 | 66,823 | △3,967 | 62,856 |
| 4 地域支援 事業費 | | 223,636 | 3,500 | 227,136 |
| | 2 一般介護 予防事業費 | 45,555 | 3,500 | 49,055 |
| 5 諸支出金 | | 8,070 | 25,267 | 33,337 |
| | 1 償還金及び 還付加算金 | 8,070 | 25,267 | 33,337 |
| 歳出合計 | | 3,795,800 | 24,800 | 3,820,600 |

第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位:千円)

| 事 項 | 期 間 | 限度額 |
|---------------|----------------------|-----|
| 訪問型サービスA業務委託料 | 平成29年度から 平成30年度まで | 650 |

議第 8 8 号

平成 2 9 年度瑞浪市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 9 年度瑞浪市の駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

平成 2 9 年 1 1 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 債務負担行為補正

(追加)

(単位:千円)

| 事 項 | 期 間 | 限度額 |
|-------------------------|----------------------|--------|
| 駅北駐車場管理機器料 保守点検業務委託料 | 平成29年度から 平成34年度まで | 4,000 |
| 駅北駐車場管理機器賃借料 | 平成29年度から 平成34年度まで | 15,800 |
| 浪花駐車場管理機器料 保守点検業務委託料 | 平成29年度から 平成30年度まで | 600 |
| 浪花駐車場管理機器賃借料 | 平成29年度から 平成34年度まで | 9,000 |